

令和 5 年度 給与支払報告書の提出について

1. 提出期限 令和 5 年 1 月 31 日(火) (なるべく 1 月 17 日頃までに提出してください。)

2. 提出するもの

(1) 「給与支払報告書 総括表」… **別紙 1** 参照

他様式を使用する場合、今回通知した **指定番号** や、特別・普通徴収の **徴収区分** を必ず記入してください。

(2) 「普通徴収該当理由書 (兼仕切紙)」… **別紙 2** 参照

(3) 「給与支払報告書 (個人別明細書)」… 2 ～ 4 ページ参照

*** 令和 5 年 1 月 1 日以降、提出枚数が 2 枚から 1 枚になります。**

税務署への提出の有無に関わらず、市役所へは令和 4 年中に給与の支払があったかた全員分の提出が必要となります。

(4) 個人事業主のマイナンバーにおける本人確認書類… 下図参照

個人事業主本人が提出する場合

事業主の「①番号確認書類」+「②身元確認書類」 ※郵送時は写し (コピー) を同封してください。

「①番号確認書類」

次の書類のうちいずれか 1 つ

- ・ マイナンバーカード (顔写真付)
- ・ 通知カード (緑色のもの) * 1
- ・ 住民票の写し (マイナンバー記載のもの)
- ・ 住民票記載事項証明書 (マイナンバー記載のもの)



「②身元確認書類」

次の書類のうちいずれか 1 つ (主なもの)

- ・ マイナンバーカード (顔写真付) ・ パスポート
- ・ 運転免許証 ・ 年金手帳
- ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 身体障害者手帳
- ・ 住民基本台帳カード (顔写真付) ・ 在留カード など

* 1 通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。

代理の方が提出する場合

● 家族・従業員・事務員のかたが提出する場合

事業主の「①番号確認書類」の写し + 「②身元確認書類」の写し

○ 上記以外のかたが提出する場合

事業主の「①番号確認書類」の写し + 代理人の「②身元確認書類」+「※③代理権確認書類」

※③代理権確認書類… 委任状・戸籍謄本 (法定代理人の場合)

3. 根 拠 法 令

地方税法第 317 条の 6 に基づき提出を求めています。また、提出をしなかった場合や虚偽の記載をして提出した場合は、同法第 317 条の 7 に基づき **1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金** に処される場合があります。

エルタックス

ぜひ eLTAX で給与支払報告書を提出してください!!

利用無料

インターネットで
簡単手続!

メリット

- 持参や郵送による提出の手間が省ける。
- 給与支払報告書と源泉徴収票の一括作成・提出が可能。
- 特別徴収の税額決定通知書の内容を電子データ (CSV 形式) で受け取ることができる。

eLTAX に関するお問い合わせ 0570-081459 (ハイシンコク)

エルタックス

検索

給与支払報告書 記入例

※記入に当たっては、「令和4年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(国税庁ホームページ)を参照ください。

注意点

- ◎給与支払報告書を機械等で出力する場合は印字する欄のズレがないようお願いします。
◎印字・記載は文字が薄くならないようお願いします。
◎受給者の個人番号・氏名のフリガナ・生年月日は個人を特定する上で重要です。必ず正確に記入願います。

〇〇方、〇〇アパート、〇〇寮内までくわしく。
(令和5年1月1日現在の住所を確認してください。)

この欄は記入しないでください。

受給者番号を使用するときは、25桁
まで使用できます。（カナ・英数可）

訂正分		※		※種		別		※整理番号		※	
5		※区分		(受給者番号)		(個人番号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(役職名) 総務部長	
支払を受ける者		住所		十和田市西十二番町6番1号 青葉荘102号		氏 (フリガナ)		トワダ タロウ		名	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額		マイナンバーは必ず正確に記入してください。	
給与・賞与		内 千 円		内 千 円		内 千 円		内 千 円		内 千 円	
1 4 4 0 0 0 0 0		1 2 3 0 0 0 0 0		5 5 9 9 9 3 0		7 2 2 3 0 0					
2 (源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者 (特別) 控除の額		4 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		5 非居住者である親族の数	
有 従有 (A)		千 円		特 定 人 従人 (B) 内 人 従人		その他 人 従人		特 別 人 従人 (C) 内 人 従人		その他 人 従人	
○		3 3 8 0 0 0 0		1 1 1		4		5		1 1 1	
6 社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				扶養親族に非居住者がいる場合は、人数を記入してください。	
内 千 円		千 円		千 円		千 円		千 円			
1 5 6 9 9 3 0		7 1 2 0 0 0 0		8 5 0 0 0 0		9 2 0 5 0 0 0					
(摘要)		※5人目以降の扶養親族はここに記入する。		(1) 十和田 五郎 (2) 十和田 六郎 (3) 十和田 葉子 (年少)		十和田市稲生町1-1 (株) トワダ 令和4年5月1日退職		支払金額 1,446,735円 徴収税額 43,701円 社会保険料 112,839円		16	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	
180,000		100,000		90,000		360,000		180,000		10	
11 住宅借入金等特別控除の額の内訳		2 居住開始年月日 (1回目)		25 年 3 月 1 日		住宅借入金等特別控除区分 (1回目)		住 住宅借入金等年末残高 (1回目)		11,500,000	
205,000		29 年 5 月 20 日		増 (特) 住宅借入金等年末残高 (2回目)		9,000,000					
(フリガナ) トワダ ハナコ		区分		配偶者の合計所得		310,000		国民年金保険料等の金額		176,460	
氏名 十和田 花子		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		基礎控除の額		所得金額 調整控除額		150,000		12	
13 1 (フリガナ) トワダ イチロウ		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号		(1) 334567890123		(2) 445678901234			
氏名 十和田 一郎		個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		16歳未満の扶養親族							
2 (フリガナ) トワダ シロウ		区分		氏名 十和田 夏子		区分		氏名 十和田 夏子		区分	
氏名 十和田 二郎		個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		氏名 十和田 夏子		区分		氏名 十和田 夏子		区分	
3 (フリガナ) トワダ サブロー		区分		氏名 十和田 秋子		区分		氏名 十和田 秋子		区分	
氏名 十和田 三郎		個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		氏名 十和田 秋子		区分		氏名 十和田 秋子		区分	
4 (フリガナ) トワダ シロウ		区分		氏名 十和田 冬子		区分		氏名 十和田 冬子		区分	
氏名 十和田 四郎		個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		氏名 十和田 冬子		区分		氏名 十和田 冬子		区分	
14 未成年者		外国人		死亡退職者		災害者		乙欄		本人が障害者その他	
中途就・退職		受給者生年月日		就職 退職 年 月 日		元号		年 月 日		15	
○ 4 6 1		昭和 41 1 3									
支払者		個人番号又は法人番号		1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 (右詰で記載してください。)		生年月日は必ず正確に記入してください。					
住所 (居所) 又は所在地		十和田市大字三本木字一本木沢1番地									
氏名又は名称		とわだ商事株式会社		(電話) 0176-23-0000							

給与支払報告書 記載要領

1 氏名	フリガナはカタカナではっきりと正確に記入し、姓と名の間は一文字分空けてください。
2 (源泉)控除対象配偶者の有無等	(源泉)控除対象配偶者がいる場合は「○」を記入してください。 (源泉)控除対象配偶者が70歳以上(昭和28年1月1日以前に生まれたかた)のときは㊦欄にも「○」を必ず記入してください。
3 配偶者(特別)控除の額	配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入してください。控除の額は、給与所得者の合計所得と、配偶者の合計所得によって異なります。(最高額380,000円)
4 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	特 定：特定扶養親族(平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれたかた)がいる場合は人数を記入してください。 老 人：老人扶養親族(70歳以上、昭和28年1月1日以前に生まれたかた)がいる場合は人数を記入してください。このうち、本人または配偶者の直系尊属で同居を常としているかたがいる場合は、その人数を㊦欄にも記入してください。 その他：一般扶養親族(平成16年1月2日から平成19年1月1日、昭和28年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれたかた)がいる場合は人数を記入してください。 ※16歳未満扶養親族(平成19年1月2日以後に生まれたかた)は扶養控除の対象となりません。「16歳未満扶養親族」欄に人数を記入してください。
5 障害者の数(本人を除く。)	(源泉)控除対象配偶者や同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、人数を記入してください。 特 別：特別障害者の人数を記入してください。このうち同居を常としているかたがいる場合は、その人数を㊦欄にも記入してください。 その他：特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。
6 社会保険料等の金額	給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。 小規模企業共済等掛金の額については内書きしてください。
7 生命保険料の控除額	最高額は120,000円です。ただし、平成23年12月31日以前に契約した保険のみの場合は最高100,000円です。
8 地震保険料の控除額	最高額は地震保険料と旧長期損害保険料合わせて50,000円です。
9 住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除が算出所得税額よりも多い場合は、算出所得税額を限度に記入してください。なお、この場合には住宅借入金等特別控除額を「住宅借入金等特別控除可能額」欄に転記してください。
10 生命保険料の金額の内訳	① 新生命保険料の金額 新個人年金保険料の金額 } 平成24年1月1日以降に契約した保険の場合は「新保険料」の欄に<u>支払金額を記入</u>してください。 ② 旧生命保険料の金額 旧個人年金保険料の金額 } 平成23年12月31日以前に契約した保険の場合は「旧保険料」の欄に<u>支払金額を記入</u>してください。 ③ 介護医療保険料の金額：平成24年1月1日以降に契約した保険で、介護医療保険料がある場合は<u>支払金額を記入</u>してください。

裏面に続く

11 住宅借入金等特別控除 配偶者の合計所得など	①住宅借入金等特別：住宅借入金等特別控除の適用がある場合、控除の適用数を記入してください。適用数が3以上のときは、「摘要」欄に控除の区分、居住開始年月日、年末残高を記入してください。 ②居住開始年月日：<u>居住を開始した年月日を必ず記入してください。</u> ③住宅借入金等特別：住宅借入金等特別控除の区分を記入してください。<u>新築や増改築等については「住」と記入し、特定増改築等については「増」と記入してください。</u> 配偶者の合計所得：<u>配偶者の合計所得を記入してください。（収入ではありません）</u> 国民年金保険料等の金額：支払金額を記入してください。 旧長期損害保険料の金額：支払金額を記入してください。
12 基礎控除の額 所得金額調整控除額	①基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。 ②給与の収入金額が850万円を超える所得者で、所得金額調整控除の対象となるかたは金額を記入してください。（最高額150,000円）
13 控除対象扶養親族など	①（源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族がいる場合は、対象となるかたの氏名（フリガナ）、マイナンバーを記入してください。 ②非居住者がいる場合は、「区分」欄に「○」を記入してください。 ③扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の扶養親族のマイナンバーを記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を記入し、16「摘要」欄へ記入した扶養親族名との対応関係がわかるようにしてください。
14 未成年者から勤労学生 までの各欄 中途就・退職	各欄について、該当する事項がある場合に「○」を記入してください。 <u>民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、平成17年1月3日以降に生まれたかたが未成年者に該当</u>します。 令和3年度分より寡婦（夫）の適用が変更になっています。（ひとり親・寡婦に改正） 中途就・退職の場合は、該当する欄に「○」を付し、その年月日を記入してください。
15 受給者生年月日	<u>元号を漢字で記入し、生年月日は必ず正確に記入してください。</u>
16 摘要 <u>普通徴収とする場合は、摘要欄に普通徴収該当理由書の符号（フーA～フーフ）を必ず記入してください。</u> <u>記載がない場合は原則、特別徴収対象者と判断</u>します。	①同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が（特別）障害者に該当する場合は氏名の後に（同配）と記入してください。 例）十和田 花子（同配） ②控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の扶養親族の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を記入し、13「5人目以降の控除対象扶養親族（16歳未満の扶養親族）の個人番号」欄へ記入したマイナンバーとの対応関係がわかるようにしてください。 ③<u>前職分がある場合は、前職分の給与等・社会保険料等・所得税額を記入し、支払金額等には合算した金額を記入してください。</u> ④租税条約に基づいて源泉所得税の免除を受けるかたについては、「〇〇条約〇〇条該当」と朱書きしてください。あわせて、<u>租税条約に関する届出書（税務署の受付印があるもの）の写しを提出してください。</u>ただし、市に提出済の場合は不要です。 ⑤専従者給与の場合は「<u>専従給与</u>」と記入してください。